

# 映画・ドラマ制作助成金の交付手続き

## 交付手続き

助成金の交付手続きは次のとおりです。

### 【確定払：原則】

相談→指定申請書(様式 1)の提出→審査委員会へ出席→(一財)さっぽろ産業振興財団(以下「財団」という。)から交付決定通知書を受領→事業の実施→事業実績報告書の提出→財団から助成金事業確定通知書を受領→請求書の提出→助成金を受領(確定払)

### 【概算払：必要と認める場合のみ】

相談→指定・概算交付申請書(様式 2)の提出→審査委員会へ出席→財団から交付決定通知書・概算払交付決定通知書を受領→請求書の提出(1回目)→助成金を受領(概算払)→事業の実施→事業実績報告書の提出→財団から助成金事業確定通知書を受領→精算(不足額の交付又は過支給額の返納)

※不足分の交付：請求書の提出(2回目)→助成金を受領(精算払)

※過支給額の返納：財団が納付書を送付→返納

#### (1) 相談

手続き等を円滑に行うために、事業内容などについて事前に担当にご相談願います。

#### (2) 確定払(原則的な方法)

事業の開始前に助成金の対象事業として指定を受け、事業終了後に内容が確定してから助成金の交付を受けます。

##### ア 指定申請

事業の開始前に、助成金対象事業指定申請書(様式 1)に申請者の定款や撮影スケジュールなどの必要書類を添付して財団に提出してください。財団では内容を審査するに当たって、審査委員会から意見を徴取し、協議の上、予算の範囲内で助成金交付候補者を決定します。(審査委員会については、別に定める各助成金の審査要領を参照してください。)候補者決定後、助成金交付決定通知書を送付します。

なお、申請募集期間、審査会開催日などについては、財団札幌映像機構のホームページ等で確認願います。

##### イ 確定・助成金の交付

指定された事業が終了したときは、事業実績報告書(様式 5)に支出を証明する書類などを添付して財団に提出してください。財団では内容を審査して助成金の額を確定します。助成金事業確定通知後、申請者からの請求に基づき助成金を交付します。

### (3) 概算払（必要と認めるとき）

助成金を事前に交付する必要があると認められるときは、8割以内の概算額を交付することができます。この場合には、事業の開始前に助成金の対象事業として指定を受けた後、概算払を受け、事業が終了後に内容が確定してから精算を行います。

#### ア 指定・概算交付申請

事業の開始前に、助成金事業指定・概算交付申請書(様式 2)を市に提出してください。財団では内容を審査するに当たって、審査委員会から意見を徴取し、協議の上、予算の範囲内で助成金交付候補者を決定します。(審査委員会については、別に定める各助成金毎の審査要領を参照してください。)候補者決定後、助成金交付決定通知書および概算払交付額決定通知書を送付します。その後、申請者からの請求に基づき概算金を交付します。

なお、申請募集期間、審査会開催日などについては、財団札幌映像機構のホームページ等で確認願います。

#### イ 確定・助成金の精算

指定された事業が終了したときは、事業実績報告書(様式 5)に支出を証明する書類などを添付して財団に提出してください。財団では内容を審査して助成金を確定します。助成金事業確定通知後、精算(不足額の交付又は過支給額の返納)を行います。

## 事業の内容変更

助成金交付決定を受けた事業者は、交付決定を受けた事業を変更しようとするときは、あらかじめ助成金変更交付申請書(様式 4)に必要書類を添えて提出してください。

なお、助成目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合や、助成目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合は助成金変更交付申請書(様式 4)の提出は必要ありません。

## 助成金の交付決定の取り消し

助成金の交付決定を受けた事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消され、既に交付した助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 法令若しくは要綱又は法令若しくは要綱に基づく財団理事長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成金申請又は助成事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- (3) 助成金の交付条件に従わない場合
- (4) 事業を中止し、又は廃止した場合
- (5) 国内企業等が同一の事業において、国や道など、他の助成制度(補助金・委託費)等を活用し、本助成金と重複する経費の財政的支援を受けた場合

- (6) 札幌市内企業等が同一の事業において、財団の他映像制作助成金（「国際共同映像制作助成金」「海外プロモーション映像活用事業助成金」「国際共同ドキュメンタリー制作支援助成金」）を活用し、経費の財政支援を受けた場合
- (7) そのほか、財団理事長が助成金の交付について不相当と認める場合

#### 問い合わせ・申請先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団コンテンツ振興課 札幌映像機構  
〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1  
インタークロス・クリエイティブ・センター1階  
電話 011-817-5711 FAX011-817-5722